経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）等の概要

令和７年８月５日
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

１．改正等の趣旨

「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則」（昭和 49 年通商産業省令第 40 号。以下「規則」という。）は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）に基づく化学物質の製造数量等に係る届出等に関して、その方法、様式等について規定している。

現在、上記届出等のうち、電子情報処理組織による届出等（以下「電子届出等」という。）においては、規則第 20 条では電子署名並びに商業登記法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律又は経済産業大臣が告示で定める電子証明書（以下「電子署名等」という。）を、規則第 20 条の２では規則第 21 条に規定する届出者等コードを求めている。

今般、電子届出等の利便性向上のため、上記の電子署名等に加えて、届出等を行おうとする者が付与された識別符号及び当該届出等を行おうとする者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（以下「設定暗証符号」という。）を追加する等、規則における電子届出等に係る規定について、所要の改正を行う。

また、規則の改正に伴い、規則における電子届出等に係る電子計算機等を定めている告示について、体裁的修正を含め、所要の改正を行う。

２．改正する省令・告示の概要

Ⅰ.「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令」について

①条文の整理に関する措置（規則第 18 条及び第 19 条関係）

「削除」としていた規則第 18 条及び第 19 条を削る。

②電子届出等に関する措置（規則第 20 条から第 21 条まで関係）

電子届出等を行う際に求めるものとして、現在規定されている電子署名等に加えて、設定暗証符号（例：G ビズ ID（プライム又はメンバー）等）を定める。

また、電子届出等を行う際に規則第 21 条の規定による届出者等コードを求めていた、一般化学物質等の製造輸入数量等の届出（規則第９条の２）、優先評価化学物質の製造数量等の届出（規則第９条の３）、監視化学物質の製造数量等の届出（規則第 10 条）及び第二種特定化学物質の製造数量等の届出（規則第 15 条）については、設定暗証符号による方式とし、それに伴い、現在規定している届出者等コードは廃止する（第 21 条を削除する。）。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第６条第４項における氏名又は名称を明らかにする措置を明示するため、改正後規則第 19 条として新設する。

※上記の２点と併せて、体裁的修正を含め、所要の改正を行うこととする。（規則第５条の２、第９

条の２、第９条の３第２項、第 10 条第２項、第 15 条第２項、第 22 条（改正後規則第 20 条）関係及び附則（経過措置)）。

Ⅱ.「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第二十条第一項の届出等及び同令第二十条の二の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準並びに同令第二十条第二項第三号の電子証明書等に関する告示の一部を改正する件」について

①規則の改正に伴う措置

規則の改正に伴い、体裁的修正を含め、所要の改正を行うこととする。

３．今後のスケジュール（予定）

公布日：令和７年 10 月頃

施行日：令和８年４月１日

（以上）